

地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会（第3回）
議事要旨

日 時：令和2年2月13日（木）14：00～16：00

場 所：総務省選挙部会議室

出席者：稲継座長、辻委員、西村委員、人羅委員、沼尾委員、曾我委員、大屋委員、
小川公務員課長、池田給与能率推進室長、高橋定員給与調査官、

事務局：福田公務員課理事官、金澤給与能率推進室課長補佐ほか

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局補足説明
3. 曾我委員発表
4. 意見交換
5. 閉会

【事務局説明】

- 事務局より、前回確認事項となっていた件について補足説明。

【曾我委員発表】

- これまでマクロとして総人数、全体として何人かという形で分析することが多かったが、加えて、一つ一つの自治体が適切に定員を管理しているかが問われている。今回、都道府県、指定都市、市区町村の各団体の政策部門別の1980年度以降の職員数を分析した。
- 一般行政職の職員数を時系列変化で見ると、都道府県の場合、母数の大きい東京都を除く多くの道府県は大きな変化はしていない。指定都市の場合、大阪市が下げ続けているのに対し、横浜市は、一旦下げた後、2010年代に上がってくるという違いがある。市区町村の場合、合併や政令市化というケースがあり、急に下がったり、上がったりはあるが、非常に数が多いため、平均ではほとんど変化がない。
- 政策部門別に見ると部門毎に変化が異なり、さらに都道府県、指定都市、市区町村でもそれぞれに違いがあった。
- 合併を経験した市町村は、合併時に増加した後、その後は合併していない団体に比べ、前年度減となっていて、それだけ抑制をしていることがわかった。

- 住民一人あたりの一般行政職と人口規模、財政力指数との関係について、まず、人口規模については、人口が増えるほど職員が増える関係と言えなくもないが単純ではなく、評価は難しい。一方で、財政力指数については、財政力指数が高く、財政が自律的であるほど職員を増やす傾向にある。
- 総務省からの定員指導は、都道府県と指定都市の場合、定員を減らす効果がある。市区町村は、総務省からの定員指導、財政力指数、人口規模のそれぞれ増減効果が効いている。
- 全体の職員数のトレンドと政策領域別のトレンドが異なっていることを合わせて考えると、各自治体における総枠の中で、行政ニーズに対応した職員数の管理が行われていることを示しているのではないかと。ただ、国による統制が強すぎれば、自治体ごとで組み換えもできなくなることから、うまく変化を引き起こす程度の統制を行うことが重要。
- 「定員管理」に関しては、自治体ごとで、採用の方法や昇進管理の仕方などによっても異なり、そのあり方は多様である。今後、各自治体の定員をコントロールする場合、「定員」、「人件費」、「給与」について、どれを、どのようにコントロールするのかを考えていく必要があるのではないかと。

【意見交換】

- 財政力指数は、1以下のところで留保財源の多寡でも違いがある可能性がある。
- 財政当局は、経常収支比率や義務的経費の割合を見て、扶助費と公債費との兼ね合いで人件費を決める発想であり、財政力の問題というよりは、扶助費や公債費の伸びと人件費の水準を意識しているのではないかと。
- 総人件費の抑制は、定員を削減するか又は給与をカットするかの2つの方法がある。定員管理のあり方と財政的な管理のあり方を結びつけた分析が必要ではないかと。
- これまでの「定員管理」は、常勤職員数とそれ見合いの人件費で管理していて、今回、行政分野ごとにある程度の反応（増減）があったことが示されたとして、重要なことは、これまでの「定員管理」が適切だったかということ。例えば、行政需要が伸びた分、非常勤化やアウトソーシングで対応した可能性を考えなくてはならない。分野によって出来るものと出来ないものがあり、そもそもの行政需要の測定をしなければならないということが、課題として見えたのではないかと。
- これまでの定員管理については、単なる職員数の管理というよりは、ラスパイレス指数など給与面での統制の影響が相当大きかったのではないかと。

- 総務省からの定員指導は、都道府県ごとの市町村に対する統制について地域差があるかもしれない。
- 給与実態と定員を突き合わせるなど、実態を踏まえた定員管理を行うべき。可視化された範囲の中でしっかり定員管理を行い、情報公開する今の仕組みは非合理ではなく、維持されるべき。
- 総人件費＝P（給料）×Q（職員）でいうと、都道府県は、市町村に対しPの方は相当強く行うが、Qつまり定員管理の方はあまり行っていない印象がある。Pはラスパイレス指数で見えるので、100を超えている団体に対し行えるが、定員管理は団体毎に事情が異なり、統一的な対応が難しかったのではないか。
- 三位一体改革以降、例えば国の交付金等に係る計画策定業務について、2003年頃は200件程度だったのが、最近では倍の400件程度になっている。そうになると、都道府県や市町村も業務内容や質が変わっている。限られた財源の中でその業務も含め全体として何人必要なのかということは、あまり議論されてこなかったと思うが、本来は考えなければならないことである。その業務が倍になれば、それに対応する人数も増やさざるを得ないが、増えないので外注化で対応しているという話になる。

以上